

高砂市告示第96号

建築基準法第52条第8項第1号の規定による区域の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第8項第1号の規定による区域を次のとおり指定し、平成15年1月1日から施行する。

平成14年12月11日

高砂市長 田村 広一

記

市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づき定められた第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域（高層住居誘導地区を除く。）並びに商業地域の全ての区域とする。